

## 宇部市常盤通りウォーカブル推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 中心市街地のにぎわい創出を図るため、「居心地がよく歩きたくなる」まちなかの形成を目指し、国道190号、通称常盤通りのウォーカブル化を推進するにあたり必要な事項を協議し、決定するため、宇部市常盤通りウォーカブル推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、決定するものとする。

- (1) ウォーカブル化に伴う整備方針に関すること。
- (2) ウォーカブル化に伴う利活用及び維持管理方針に関すること。
- (3) ウォーカブル化に伴う運営方針に関すること。
- (4) その他ウォーカブル化に伴い必要と認められる事項。

### (組織及び委員)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 協議会の会長は市長をもって充てる。

3 協議会の会長に事故があるとき又は協議会の会長が欠けたときは、協議会の会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 関係団体から推薦を受けた者 4人以内
- (3) 関係行政機関の職員 3人以内

5 監事は、前項の委員のうち宇部新天町名店街協同組合から推薦を受けた者及び宇部商工会議所青年部から推薦を受けた者をもって充てる。

6 委員及び監事の任期は、委嘱の日から第2条の事項を決定したときまでとする。

### (会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出を求め、会議に出席させて意見を聞くことができる。

5 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないとき、当該委員が委任する代理者を出席させることができる。

### (監査)

第5条 監事は、協議会の業務を監査する。

### (にぎわい創出検討部会)

第6条 協議会の所掌事務について、専門的事項の検討を行うため、にぎわい創出検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

2 検討部会は別表1に掲げる事項について、協議会へ提案する。

3 検討部会は別表1に掲げる者をもって組織する。

4 検討部会に部会長を置き、協議会の会長が協議会の委員の中から指名する。

- 5 検討部会の会議は部会長が招集し、会議の議長となる。
- 6 検討部会の部会長に事故があるとき又は検討部会の部会長が欠けたときは、検討部会の部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 7 各団体から推薦された部会委員は、やむを得ない事情により部会の会議に出席できないとき、当該部会委員が委任する代理者を出席させることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所及び宇部市都市政策部中心市街地活性化推進課が担当する。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年2月14日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月21日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

部会名	主な検討事項	部会委員	備考
にぎわい創出検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・にぎわい創出を図るため、滞在空間の創出やその整備内容、利活用、管理運営方法等について検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民公募委員</li> <li>・協議会に属する団体からの推薦者</li> <li>・協議会の会長が指名した団体からの推薦者</li> </ul>	